

みどり市SDG s パートナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、みどり市総合計画に基づく持続可能な開発目標(以下「SDG s」という。)の達成及びみどり市SDG s 未来都市計画の推進に資する取組を行う企業、団体及び個人事業主(以下「企業等」という。)を、みどり市SDG s パートナー制度(以下「パートナー制度」という。)に登録し、その取組を広く周知することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 パートナー制度に登録できる企業等は、本市におけるSDG s の達成に資する取組を実施し、又は実施する予定であり、次に掲げる要件の全てを満たす企業等とする。

- (1) 市内に事業所を有し、又は市内において事業活動を行っていること。
- (2) 法令等を遵守しており、かつ、過去に重大な法令違反がないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有していないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としないこと。

(登録の申請及び決定等)

第3条 前条の要件を満たす企業等は、パートナー制度への登録をしようとするときは、みどり市SDG s パートナー制度登録申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、みどり市SDG s パートナー制度登録決定通知書(様式第2号)により、パートナー制度への登録をした者(以下「登録者」という。)に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定によりパートナー制度の登録を決定したときは、登録者に登録事項等を記載したみどり市SDG s パートナー登録証(様式第3号)を交付するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録の決定をしたときは、SDG s の達成に向けて積極的に取り組む企業等として市ホームページ等で周知するものとする。

(取組状況の報告)

第4条 登録者は、毎年度における取組状況について、当該年度終了後の翌月末日までに、市長に報告しなければならない。

(登録内容の変更)

第5条 登録者は、次に掲げる登録の内容に変更が生じたときは、みどり市SDG s パートナー制度登録変更届出書(様式第4号)により、市長に速やかに届け出るものとする。

- (1) 企業等の名称
- (2) 企業等の所在地

(登録の取消)

第6条 登録者は、パートナー制度の登録を取り消す場合は、みどり市SDG s パート

ナー制度登録取消申請書(様式第5号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第3条第2項の規定による登録の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合

(2) 法令等に違反する重大な事案が発生した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

3 市長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、みどり市SDGsパートナー制度登録取消通知書(様式第6号)により、登録者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、パートナー制度の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。